記帳支援事業
（公益目的事業）

記帳処理サービスをご存知ですか？

記帳処理サービスは、専属の担当者が付き、即税効果の高い青色申告特別控除65万円が適用できるシステムです。会計の負担を軽減したい方など、是非ご検討ください。

お客様の伝票作成方法は「手書き」「パソコン」のどちらかお選びいただけます
お選びの伝票作成方法は、開始後の変更も可能です

① お客様が作成
1. 入金・出金伝票等
2. 現金出納の記録

② 青色会の処理
会計システムで処理

③ 青色会がお渡し
毎月
●預金出納帳
●預金出納帳
●白色申告の試算表
●損益の試算表（損益計算書）
●貸借の試算表（貸借対照表）
年一年毎
●総勘定元帳（6ヶ月まとめて）
決算時
●決算書（年1回）損益計算書
月別売上仕入明細書
減価償却計算書
棚卸可能表
消費税の計算書

お問い合せ
TEL24-2614（事業課）
※税理士会関与の方は「連絡下さい」

①入力、使り、選択分の記帳をします

2月 青色申告会の予定

2月（火） 10:00 法律相談（青色会館4階）
9日（火） 10:00 年金相談（青色会館4階）
17日（水） 10:00 相続相談（青色会館4階）
18日（金） 10:00 法律相談（青色会館4階）
16:00 正副会長会議
25日（木） 10:00 不動産相談（青色会館4階）

支部・部会関係事業
1日（月） 17:00 小田原足柄支部役員研修会（真鶴荘）
12日（金） 19:00 青年部会幹事会予定（青色会館1階）

2月1日（月）確定申告指導会場オープン！

9:00～15:00 青色会館3階

公的年金等の申告をする場合

申告所に必要な資料
1. 年金所得の全ての源泉徴収票（原本）
2. 国民健康保険・国民年金支払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書
3. 会勤機関名と口座番号が分かるもの（通帳など）
4. 事業分の確定申告書
5. 印鑑（スタンプ式印章は不可）

医療費控除を受ける場合

申告所に必要な資料
1. 給与・年金所得の源泉徴収票（原本）
（記載の源泉徴収税額が0円の場合は控除を受けられません）
2. 27年中に支払った医療費の領収書。
電話は事前にしておいて下さい。
3. 印鑑（スタンプ式印章は不可）
4. 会勤機関名と口座番号が分かるもの（通帳など）

年の中途で退職された場合

申告所に必要な資料
1. 退職時までの給与所得の源泉徴収票（原本）
2. 国民健康保険・国民年金支払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書
3. 会勤機関名と口座番号が分かるもの（通帳など）
4. 印鑑（スタンプ式印章は不可）
※2ヶ所以上から給与所得を受けた場合は、その全ての源泉徴収票も必要です。

税のカレンダー

納期限を守りましょう！ 口座振替を利用しましょう！

◎国民健康保険料（税）の納期限
【第6期】中井町……2月29日（月）
【第9期】小田原市・南足柄市・大井町・開成町・箱根町・湯河原町……2月29日（月）
【第10期】松田町……2月29日（月）
【第11期】真鶴町……2月29日（月）

◎後期高齢者医療保険料（普通徴収）
【2月分】小田原市……2月29日（月）
【第8期】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……2月29日（月）

◎介護保険料の納期限
【2月分】小田原市……2月29日（月）
【第8期】中井町・大井町・松田町・山北町……2月29日（月）
【第9期】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……2月29日（月）
【第11期】真鶴町……2月29日（月）

◎固定資産税・都市計画税
【第4期】小田原市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・真鶴町・湯河原町……2月29日（月）

県税事務所からのお知らせ

個人県民税の超過課税（水源環境保全税）の概要

水源環境保全・再生し、県民の皆様の暮らしを支える良質な水を安定的に確保していくためには、長期にわたる継続的な取組が必要です。

県では、平成17年に「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を策定し、平成19年度以降の20年間における取組全体の基本方針をすべてとともに、この施策大綱に基づき、第1期（平成19年度～23年度）の5年間に取り組む特別対策事業について、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定いたしました。

この特別対策事業の財源として個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を導入し、県民の皆様に特別なご負担をいただきながら事業を展開してきたところであり、その成果は着実に発揮されつつあります。

こうした経緯を踏まえ、県では、施策大綱に沿って第2期（平成24年度～28年度）の実行5か年計画を策定するとともに、その財源を確保するため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）をお願いしています。

税を活用し、水源環境の保全・再生に取り組み、「いのち輝く水」を次世代に引き継いでまいります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

税率

区分	標準税率（ア）	上乗せ率（イ）（水源環境保全税分）	超過税率（ア＋イ）
均等割	1,500円	300円	1,800円
所得割	4％	0.025％	4.025％

適用期間

平成24年度から28年度まで（5年間）

税収規模

年額 約39億円（5年間で約195億円）

◇問い合わせ先 小田原県税事務所
事業税課 TEL：0465-32-8000（代）

税務署からのお知らせ

申告書作成会場は２月８日から！

小田原税務署の申告書作成会場の開設期間は、
２月８日（月）～３月15日（火）です。
※土、日及び祝日を除きます。ただし２月21日（日）及び２月28日（日）は開設します。
※２月５日（金）までは、申告書作成会場は開設していません。

申告書は、国税庁ＨＰで作成できます！

メリット
1. 税務署に出向く必要なし！
2. いつでも利用可能！
3. 自動計算機能！
4. 前年のデータ利用可能！

消費税の納付は期限内に！

消費者のみなさん一人ひとりが負担している消費税。事業者のみなさんが期限内に納めるためには…

その１ 納税資金の積立て
いざ納付というときに資金不足とならないように、計画的な納税資金の積立てをするなど、事前のご準備をお願いします。

その２ 振替納税
個人事業者の方は、税務署や金融機関に行かなくても納税できる安全・便利な振替納税をご利用ください。
※ご利用に当たっては、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出が必要です。
（国税庁ＨＰからダウンロードできます。また、税務署にも用意してあります。）

マイナンバー制度をかたった詐欺にご注意ください!!

このような電話や訪問などに注意してください

「あなたの口座番号、暗証番号、所得や資産の情報、家族構成、年金・保険の情報を教えてほしい」
「あなたのマイナンバーを貸してほしい」
「マイナンバーカードにお金がかかる。登録手数料を支払ってほしい」
「個人情報を漏洩すると高額の罰金が科されるので、情報セキュリティの商品を購入するように」

- マイナンバーの通知や利用手続き等で、国や自治体職員が家族構成、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。
- マイナンバーを他人に貸すことはありません。人を欺くなどして他人のマイナンバーを不正に取得することは法律により罰せられます。
- 通知カード及び個人番号カードの取得に手数料はかかりません。
- 過度に不安を煽り、商品の契約を強引に取り付けようとする電話等にもご注意ください。

重要!! 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出は断りましょう。また、不審なメールは無視しましょう。万が一、金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。

◆不審な電話を受けたら…
消費者ホットライン １８８（いやや）
警察 相談専用電話 ＃９１１０

◆マイナンバー制度全般のご相談は…
マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

マイナンバーホームページでは、実際の事例を確認できます。

ご予約はお早めにどうぞ。

会員限定無料相談

要ご予約
予約 ☎24-2612

法律相談会
弁護士の
10時～12時
2月2日（火）
2月19日（金）
3月1日（火）

相続相談会
弁護士の
10時～12時
2月17日（水）
3月16日（水）

年金相談会
社労士の
10時～12時
2月9日（火）
3月8日（火）

不動産相談会
不動産コンサルタントの
10時～12時
2月25日（木）
3月24日（木）

経営相談会
経営コンサルタントの
日時応談
予約 ☎24-2614

ご注意 同一の内容のご相談は重複してできませんのでご了承ください。

会場：納税者センター・青色会館

県民共済キャンペーンのご案内

県民共済では、2月1日から3月31日まで青色会館・県民議員が常駐しますので何かご相談したらお声をお掛けください。

当会ホームページ（http://www.aoiro-odawara.com）にてＷＥＢ版やさしい創業体験談の動画を公開中